

医療保険のしおり

平成26年度指導における指摘事項 No. 1

平成26年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

I 診療に係る事項

1 診療録

- (1) 自覚症状、他覚所見等必要事項の記載がない、又は記載が乏しい例が認められたので改めること。
- (2) 記載内容の判読困難な例が認められたので改めること。
- (3) 診療録の記載が鉛筆書きで行われている例が認められたので改めること。
- (4) 診療録が塗りつぶしにより訂正されており、元の記載内容が確認できない例が認められたので改めること。
- (5) ページが改まっても、処方記載をdoで行い、doの内容が明らかでない例が認められたので改めること。
- (6) 処方内容について、印字された紙を診療録に貼付している例が認められたので改めること。
- (7) 処方内容の記載が診療録になく、処方箋のコピーを診療録に貼付することで代えられている例が認められたので改めること。
- (8) 複数の医師が一人の患者の診療にあたっている場合において、署名又は記名押印が診療の都度ないため、責任の所在が明らかでない例が認められたので改めること。
- (9) 診療録における医師の記名が診察を行った医師でない者の記名とされている例が認められたので改めること。
- (10) 当該診療所の保険医が別に開設している診療所の診療録と当該診療所の診療録を共有して使用している例が認められたので改めること。診療録は、保険医療機関毎に整備・保管すること。
- (11) 介護保険と医療保険の診療録が共有されていて、介護保険の内容が医療保険における診療内容と区別されていない例が認められたので改めること。
- (12) 診療録に算定項目が正しく記載されていない例が認められたので改めること。

例：特定疾患療養管理料を「特定疾患療養指導料」又は「慢性疾患管理指導料」と記載

在宅患者訪問診療料を「訪問診療」又は「往診」と記載

在宅患者訪問看護・指導料を「訪問看護」と記載

在宅自己注射指導管理料を「特定疾患療養管理料」と記載

- (13) 次の算定項目について、項目名自体が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

- ①外来管理加算
- ②特定疾患療養管理料
- ③難病外来指導管理料
- ④外来迅速検体検査加算
- ⑤特定疾患処方管理加算

(14) 実施した検査の検査項目が記載されていない例が認められたので改めること。

例：具体的な検査項目名を記載せず、セット検査名である「11」と記載

2 傷病名

(1) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的でつけられた医学的根拠のない傷病名（レセプト病名）が認められたので改めること。

例：慢性肝炎、脂質異常症、糖尿病、不整脈疑い、心肥大疑い、ビタミンB1欠乏症

(2) 傷病名について転帰が記載されていない例が認められたので改めること。

(3) 診療開始日から数ヶ月を経過した古い急性傷病名を含む非常に多数の傷病名が付けられている例が認められたので、適宜中止、治ゆ等の転帰を行い整理すること。

(4) 傷病名の記載漏れが認められたので改めること。

例：ランソプラゾールに対する食道移行部潰瘍、ロゼレムに対する不眠症、フェキソフェナジンに対する皮膚掻痒症、マイスリーに対する不眠症、鶏眼・胼胝処置に対する胼胝、トレドミン錠が処方されている患者に対するうつ病

(5) 皮膚疾患の傷病名は部位も記入すること。

(6) DPCに係る「最も医療資源を投入した傷病名」(ICD-10) の選択について、医学的に妥当でない例が認められたので改めること。

例：完全房室ブロックを選択すべきところウイルス性心筋炎を選択

3 基本診療料

(1) 再診料について、電話等によって治療上の意見を求められて必要な指示をした場合には算定できるが、単なる検査の結果の問い合わせ等に対して算定している例が認められたので改めること。

(2) 外来管理加算について、処置を行っているにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

例：酸素吸入算定時の外来管理加算算定

(3) 時間外対応加算について、厚生局長に届出を行っていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

(4) 入院診療計画書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①参考様式で示されている項目を全て網羅していない。

例：看護計画の欄が無い

②項目の一部の記載がない。

例：症状

③写しを診療録に添付していないため、交付したことが確認できない。

④特別食が出されているにもかかわらず「特別な栄養管理の必要性」の欄が「無」となっている。

(5) 栄養管理計画書について、参考様式で示されている項目の一部の記載がない例が認められたので改めること。

(6) 重症度、医療・看護必要度に係る評価について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①創傷処置の記録、心電図の評価の記録がない。

②患者の状況等の記録がない、又は評価と相違している。

- ③絶食であるにもかかわらず全介助と評価している。
- (7) 救急医療管理加算について、現在緊急に入院を必要とする重症患者ではなく、将来重症化するだろうとの予測のもとに算定している例が認められたので改めること。
- (8) 有床診療所緩和ケア診療加算に係る緩和ケア実施計画書について、参考様式で示されている項目を全て網羅していない様式が認められたので改めること。

特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて

標記の件について、下記のとおり不適切と考えられる事例が認められた旨、中国四国厚生局から連絡がありましたので、ご留意願います。

記

- (1) 特別養護老人ホームの入所者に対して、当該施設の配置医師が診療を行なった場合には、初診料、再診料（外来診療料を含む。）等（特別の必要があつて行なう診療を除く。）や特定疾患療養管理料等については診療報酬として算定できないこととされているところ、次の診療報酬を算定している。
- ①特別の必要があつて行なう診療以外の再診料、往診料を算定している例。
 - ②特定疾患療養管理料、介護職員等喀痰吸引等指示料を算定している例。
- (2) 特別養護老人ホームに入所している患者については、「当該患者が末期の悪性腫瘍である場合」等を除き、在宅患者訪問診療料の算定の対象としないとされているところ、特別養護老人ホームに入所中にもかかわらず、在宅患者訪問診療料を算定している例。

中国四国厚生局鳥取事務所